

融雪災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 融雪災害対策の実施機関及び責務

本編雪害対策計画第1章第2節「第1 雪害対策の実施機関及び責務」を準用するほか、機関名に札幌開発建設部千歳川河川事務所、王子製紙(株)苫小牧工場を加える。

第3節 融雪災害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 融雪災害の予防

第1 重要水防区域等の警戒

平常時において建設部、産業振興部及び消防本部は、融雪出水期における重要水防区域を調査し、関係機関と事前に予防対策をたてるとともに警戒に当たる。

1 河道内の障害物の除去及び堰、水門、樋門等の点検

河川管理者は、なだれ、積雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害発生が予想される箇所又は流水による橋梁の流出を防止するため、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。また、融雪出水前に、堰、水門、樋門その他の河川工作物の整備を行う。

2 ダム等の放流対策

ダム等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に、管理施設の整備点検を十分行い、ダム等の放流を行う場合は、ダム等の操作規定に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への情報伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 水防資器材の整備、点検等

総務部は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を実施するとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図る。また、水道局は融雪出水期に備え公共下水道の整備点検を十分行う。

第2 なだれ等予防対策

1 危険区域のパトロール及び標識の設置

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行う。

2 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

3 広報活動の実施

道路管理者は、なだれ発生箇所について、地域住民及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、広報活動を実施する。

第3 融雪情報等の把握・周知

1 融雪期においては、札幌管区气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握し、低気圧の経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

3 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第4 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第5 交通路の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第6 河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編水害対策計画第2章第1節「第6 河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第「1節 災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川及び土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地区	担当河川等		巡視担当課等	巡視責任者	監視員の数
	河川	土砂災害危険箇所			
市街地等	千歳川、ママチ川、勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チブニー川、オルイカ川、祝梅川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、ホカンカニ川、美々川	真町、本町 大和、桂木 蘭越、新星 泉沢	建設部	道路管理課長	10人
東千歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川	泉郷、幌加 協和	建設部	道路管理課長 (東部支所長)	(1)
支笏湖	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンベ川、フレナイ川、ニナル川	支笏湖温泉 美笛、幌美内 モラップ	建設部	道路管理課長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する等の必要な措置を取る。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) 溜池等については(1)から(6)までのほか、次の事項について注意する。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水並びに浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

第2 避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、なだれ等の融雪災害により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

第9節 風水防活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。